

総務大臣
武田良太殿

統計委員会委員長
北村行伸

諮問第144号の答申
社会生活基本調査の変更について

本委員会は、諮問第144号による社会生活基本調査（令和3年に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和2年10月8日付け総統労第84号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「社会生活基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項及び集計事項の変更

本申請では、調査票A及び調査票Bのそれぞれについて、以下の(ア)から(ウ)までに記載のとおり、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）の見直しを行うこととしており、当該調査事項の見直しに伴い、集計事項についても見直す計画である。

(ア) 調査事項の追加

本申請では、「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」に関する調査事項を追加する計画である。

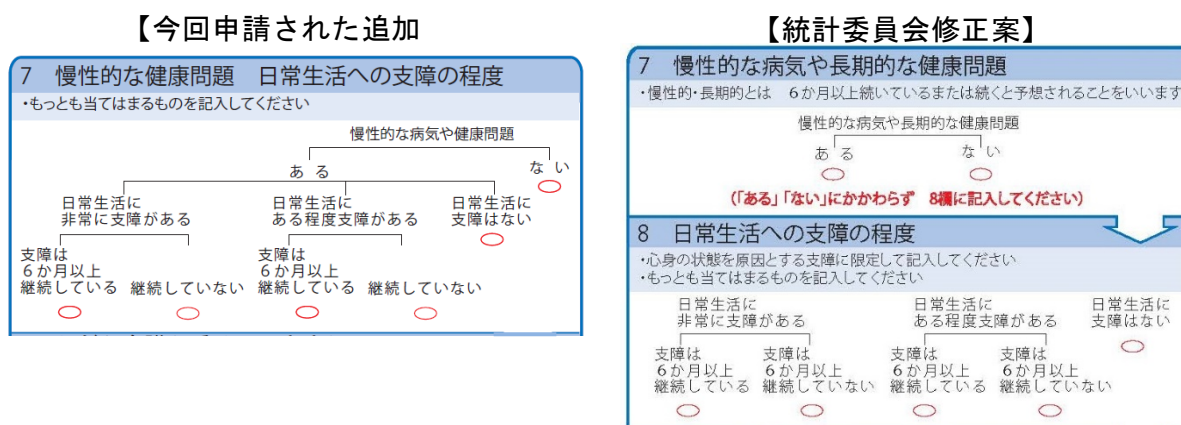
これについては、①「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、「施策上のニーズ等を踏まえ、障害者統計の充実を図る」とされていることや、「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟」（略称：インクルーシブ雇用議連）から示された提言^(注)におい

て、障害のある者と障害のない者との比較を可能とする統計の整備が求められていることを踏まえるとともに、②調査事項の設定に当たっては、欧州統計局が取りまとめている「EU統一生活時間調査（HETUS）2018ガイドライン」で示されている設問形式を参考とし、統計の充実及び国際比較可能性の向上に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、本調査事項を追加した目的に沿った正確な回答を得るために、図1のとおり、修正するとともに、「調査票の記入のしかた」等において、的確な説明を加える必要があることを指摘する。

（注）「2019年度予算概算要求に向けた提言～障害者施策の基礎となる統計調査の整備の充実～」（平成30年5月24日）

図1



(イ) 調査事項の変更

本申請では、別紙のとおり、調査事項を変更する計画である。

これらについては、社会経済情勢の変化や利用者ニーズ等に対応するものであることから、適当である。

(ウ) 調査事項の削除

本申請では、調査票A・Bについて、表1のとおり、調査事項を削除する計画である。

表1

削除する調査事項		削除理由
番号	事項名	
A24・B16	「生活時間について」のうち、「(2) この日の天気はどうでしたか」	・結果表の閲覧数が少なく、行政利用上の支障も確認されないため
A25・B17	「住居の種類」	・住居の種類の違いによって、生活時間に傾向的な違いはみられないため ・結果表の閲覧数が少なく、行政利用上の支障も確認されないため
A26・B18	「自家用車の有無」	・自家用車の有無によって、生活時間に傾向的な違いはみられないため ・結果表の閲覧数が少なく、行政利用上の支障も確認されないため

これらについては、調査結果の利活用が低調であり、報告者負担を課して把握する必要性が乏しくなっていることから、適当である。

(エ) 集計事項の変更

本申請では、前記(ア)から(ウ)までの調査事項の見直しに伴い、集計事項を変更する計画である。

これについては、調査事項を追加又は変更する事項について、引き続き、適切な集計が維持されることから、適当である。

ただし、前記(ア)において指摘した調査事項の修正に伴う集計事項の変更を行う必要があることを指摘する。

イ 報告を求めるために用いる方法の変更

(ア) スマートフォン等の情報通信機器による回答方法の導入

本申請では、オンラインによる回答方法について、従前のパソコンによる回答に加え、スマートフォン等の情報通信機器による回答も可能にする計画である。

これについては、本調査に係る諮問第81号の答申(平成28年1月21日)における今後の課題(後記2参照)や第Ⅲ期基本計画の趣旨を踏まえた対応であり、報告者が回答する際の選択肢を拡充し、より円滑な回答の確保に資することから、おおむね適当である。

なお、スマートフォン等による回答の際に用いる電子調査票の開発に当たっては、本調査が生活時間を詳細に把握する調査であるという特徴を踏まえつつ、報告者にとって回答しやすく、利用しやすい設計に努めることが必要である一方、検討の結果、仮に、報告者による幅広い利用が見込めず、また、回答の困難性と相まって調査結果への重大な支障が見込まれると調査実施者が判断した場合には、対応の取りやめを含めた現実的な対応をとることを許容する旨、付言する。

(参考) 第Ⅲ期基本計画「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分(抄)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (2) オンライン調査の推進	○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、 <u>導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。</u>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

(イ) 災害や感染症等の発生への対応

本申請では、これまで同様、調査員調査及びオンライン調査を原則としつつ、災害や感染症等の発生により調査員調査が困難な場合には、郵送調査も可能とする旨を調査計画に追記する計画である。

これについては、統計業務の円滑かつ確実な実施を確保しようとするものであることから、適当である。

ウ 報告を求める期間の変更

本調査は、10月20日を把握の基準日として実施するが、1日の生活時間を把握する調査事項については、10月20日を中心とする前後9日間のうち連続する2日間を調査日とするため、8つのグループに分けて調査を実施している。また、調査票の収集に当たっては、調査日以降にオンラインによる回答状況を確認した上で、調査員の訪問等による調査票の収集を行っているが、その際には、**図2【前回（平成28年調査）】**記載のとおり、調査員が回収するグループを大きく2つに分けていた。

本申請では、**図2【変更（案）】**のとおり、オンラインによる回答状況の確認日等を整理し、グループごとに一律の回答期間を確保することとしており、結果として、調査全体の報告を求める期間（以下「調査期間」という。）について、前回調査時の25日間（平成28年10月6日～10月30日）から、27日間（令和3年10月7日～11月2日）と2日間延長する計画である。

図2【前回（平成28年調査）】

	10月																															11月	
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1						
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火						
グループ①、②	調査書類配布期間(9日間)									○	○																						
グループ③																																	
グループ④																																	
グループ⑤																																	
グループ⑥																																	
グループ⑦、⑧																																	



【変更（案）】

	10月																															11月		
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2							
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火							
グループ①、②	調査書類配布期間(9日間)									○	○																							
グループ③																																		
グループ④																																		
グループ⑤																																		
グループ⑥																																		
グループ⑦、⑧																																		

これについては、グループによって、回答期間に不均衡が生じていたことを是正するものであるとともに、調査全体の調査期間の延長も短期間であり、公表に至るスケジュールに影響を与えないと考えられること、また、グループによって回収スケジュールが異なることについて、統計調査員をはじめとする調査現場の職員に対して、丁寧な説明が予定されていることから、適当である。

エ 報告者数及び報告者の選定方法の変更

本申請では、報告者数及び報告者の選定方法について、**表2**のとおり変更することを計画している。

表 2

項目	前回（平成 28 年調査）	変更（案）
報告者数	<p>【調査票 A】 約 83,000 世帯 10 歳以上の世帯員約 186,000 人 (母集団数：約 5200 万世帯、約 1 億 1600 万人)</p> <p>【調査票 B】 約 5,000 世帯 10 歳以上の世帯員約 11,000 人 (母集団数：約 5200 万世帯、約 1 億 1600 万人)</p>	<p>【調査票 A】 約 86,000 世帯 10 歳以上の世帯員約 183,000 人 (母集団数：約 5300 万世帯、約 1 億 1400 万人)</p> <p>【調査票 B】 約 5,000 世帯 10 歳以上の世帯員約 11,000 人 (母集団数：約 5300 万世帯、約 1 億 1400 万人)</p>
選定方法	<p>【層化 2 段抽出法】 第 1 次抽出単位：平成 22 年国勢調査調査区（ただし、平成 27 年国勢調査調査区設定時に境界変更等があった場合は、その変更等を反映） 第 2 次抽出単位：世帯（1 調査区当たり 12 世帯）</p>	<p>【層化 2 段抽出法】 第 1 次抽出単位：平成 27 年国勢調査調査区 第 2 次抽出単位：世帯（1 調査区当たり 12 世帯）</p>

これらのうち、報告者数の増減（世帯数：約3,000世帯増加、10歳以上の世帯員数：約3,000人減少）については、前回調査と同様の考え方を維持した上で、直近の平成27年国勢調査の結果を基に算出した結果であり、一般世帯における人口数及び世帯数で見た場合、ほとんど変動していないことから、適当である。

また、本調査は、従前から、調査区の抽出について、前々回（6年前）の国勢調査の調査区の情報を用いつつ、調査実施までの調査区内の世帯数の増減を踏まえて、調査区の境界を画定しており、前回調査にあつては、これに加え、都道府県の事務負担軽減を図るため、直近の平成27年国勢調査の調査区情報（本調査の調査年の1年前の情報）も使用し、調査区の分割・合併処理をしていた。本申請では、これまでどおり、前々回（平成27年）の国勢調査の調査区情報を用いつつ、直近の令和2年国勢調査の調査区情報については使用しない計画になっている。

これについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年国勢調査の公表期日が繰下げになり、当該情報が利用できないことに伴うものであるが、都道府県の事務負担の軽減について、引き続き配慮されることから、適当である。

2 統計委員会諮問第81号の答申（平成28年1月21日付け府統委第18号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、前回答申において、以下のとおり、検討課題が指摘されている。

報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今後の情報通信技術の更なる発展及び政府統計共同利用システムの改修状況等も勘案しつつ、次回調査（平成33年調査）に向けて、パソコン以外に、スマートフォンやタブレット等の他の情報通信機器による回答が可能となるよう検討する必要がある。検討に当たっては、今回のオンライン調査の結果についても検証を行い、その結果をも踏まえ対応する必要がある。

これについては、前記1（2）イ（ア）に記載のとおりである。

別紙 調査事項の変更

変更目的	調査事項 (前回 (平成 28 年調査))		変更内容
	番号	事項名	
高齢社会における「介護」の状況をより詳細に把握	A28 B21	ふだん世帯員以外の人から介護の手助けを受けていますか	● 事項名を「ふだん介護を受けていますか」に変更し、世帯主が世帯について記入する方式から、各世帯員が個別に記入する方式に変更
スマートフォン等情報通信機器の日常生活への密着性をより詳細に把握	A23	スマートフォン・パソコンなどの使用について	① A23をA24「生活時間について」に統合し、スマートフォン・パソコンなどの使用状況を15分ごとに把握 ② その他、誤記入防止等の観点から、午後の時間軸を「0時～12時」から「12時～24時」に変更等
	A24 B16	生活時間について	
その他、調査結果の有用性の向上を図るための変更	A19	学習・自己啓発・訓練について (3) どのような方法でしましたか	① 様々な内容を包含する選択肢「その他」の行動者割合を下げるため、選択肢「テレビ・ラジオ」から、より包括的な「自学・自習」に変更 ② いわゆる「朝活」等、職場外での勉強会等が増えている状況を踏まえ、選択肢「職場での時間外」から「勉強会など」に変更 ③ 施策上のニーズが乏しいため、選択肢「ハローワークを通じた職業訓練など」を削除
	A21	スポーツ 趣味・娯楽について	● 回答に用いる番号について、集計作業において、「0」と「6」の誤読を防止するため、0～8から1～9に変更
			〈スポーツ〉の種目 ● 過去の調査結果における行動者率に基づき、「ゲートボール」を削除し、「グラウンドゴルフ」及び「ヨガ」を追加 〈趣味・娯楽〉の種目 ① データの有用性の向上を図るため、「趣味としての読書」を「趣味としての読書（マンガを除く）」と「マンガを読む」に分割 ② その他、報告者に分かりやすい表現にするため、「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」の「音楽会」部分を「コンサート」に変更 等
A23 B16	生活時間について (1) この日は次のいずれの日でしたか	① 働き方改革や新型コロナウイルス感染症への対応等によるテレワークの普及状況を踏まえ、選択肢「在宅勤務」を「テレワーク（在宅勤務）」と「テレワーク（それ以外）」に分割 ② その他、誤記入防止等の観点から、選択肢「その他」を「いずれにも当てはまらない」に変更	
同一内容となっている調査事項の整理	A10 A17	1週間に何時間ぐらい働きたいと 思っていますか 希望する1週間の就業時間	● A17は有業者用、A10は無業者用と調査事項を別に設けていたが、内容は同一であるため、「希望する1週間の就業時間」に統合

その他	A14 B12	本人の仕事の種類	● 誤記入防止等の観点から、調査事項名を「本人の仕事の種類」から「本人の仕事の内容」に変更
	A19	学習・自己啓発・訓練について (1) この1年間に何日ぐらいしましたか	● 回答に用いる番号について、集計作業において、「0」と「6」の誤読を防止するため、0～8から1～9に変更
	A20	ボランティア活動について (1) この1年間に何日ぐらいしましたか	

(注) 本申請では、この表の変更内容のほかにも、調査票上の文言の形式修正等をしている。